

農業施設改修事業補助金のQ&A

Q.どのような水路・農道が補助金の対象になるのですか？

A.登記上の法定外公共物（赤線、青線）の修繕・改修・更新等が対象となります。例えば、老朽化して水漏れしている法定外公共物の素掘り水路をコンクリート製水路に更新することなどの工事が対象となります。ただし、老朽化していても破損等もなく、営農に支障をきたしていない施設は対象となりませんのでご注意ください。

Q.どのような費用が補助金の対象となりますか？

A.あくまで、工事費のみが対象となります。測量費、設計費、補償費、用地費などの工事以外の経費は補助対象なりません。また、工事により交通規制が必要な場合などは、必要最低限の交通誘導員の経費を計上できます。そのほか、過剰な更新、必要以上の過度な改修と思われる経費は対象外となりますのでご注意ください。

Q.農業用の水路が途中で町道の道路側溝に流入していますが、道路側溝も対象になりますか？

A.町道、県道の道路敷地内の水路は対象になりません。但し道路占用として許可がされている施設は所有・管理しているものとみなされるので対象となります。

Q.災害で被災した施設は対象になりますか？

A.可能ですが災害で被災した場合、国の補助率が高い災害復旧事業で申請することをお勧めします。なお過去の災害で被災していた場合は、災害復旧事業では申請できませんので、その場合は役場にご相談ください。

Q.1年で何回も申請できますか？

A.管理している施設が同じ申請者、受益者である場合は1年に1回限りです。

Q.修繕する箇所が点在していますが申請できますか？

A.点在している箇所が、同じ管理者・受益者である場合はまとめて申請できます。

Q.農道を拡幅したいのですが対象になりますか？

A.拡幅などの農道の機能を拡大することはできません。但し路肩が崩壊しているなどでブロック積等で復旧することは可能です。

Q.農道の舗装工事はできますか？

A.農道については、陥没、路肩崩壊などの補修が対象で必要最低限の復旧しかできません。未舗装の農道をコンクリート舗装やアスファルト舗装にすることはできません。

Q.1社しか見積りが徴収できないのですが？

A.ため池、井堰の改修等のゲートバルブなど既存の製品と整合する必要がある場合など、特殊なケースを除き、3社以上で見積徴収し見積最低金額の業者に依頼してください。

Q.水路・ため池等の転落防護柵を設置できますか？

A.施設の更新・改修の費用のみ適用となりますので計上できません。

Q.ため池の浚渫はできますか？

A.維持管理とみなされる場合は対象になりませんが、業者に依頼しなければできない浚渫工事は対象となります。

Q.見積りを依頼する業者は町内業者でないといけませんか？

A.町内業者でないといけないということはありません。知り合いの業者でも結構です。

その他、詳しいことは下記までお問い合わせください。

猪名川町農業環境課農政担当 072-766-8709

